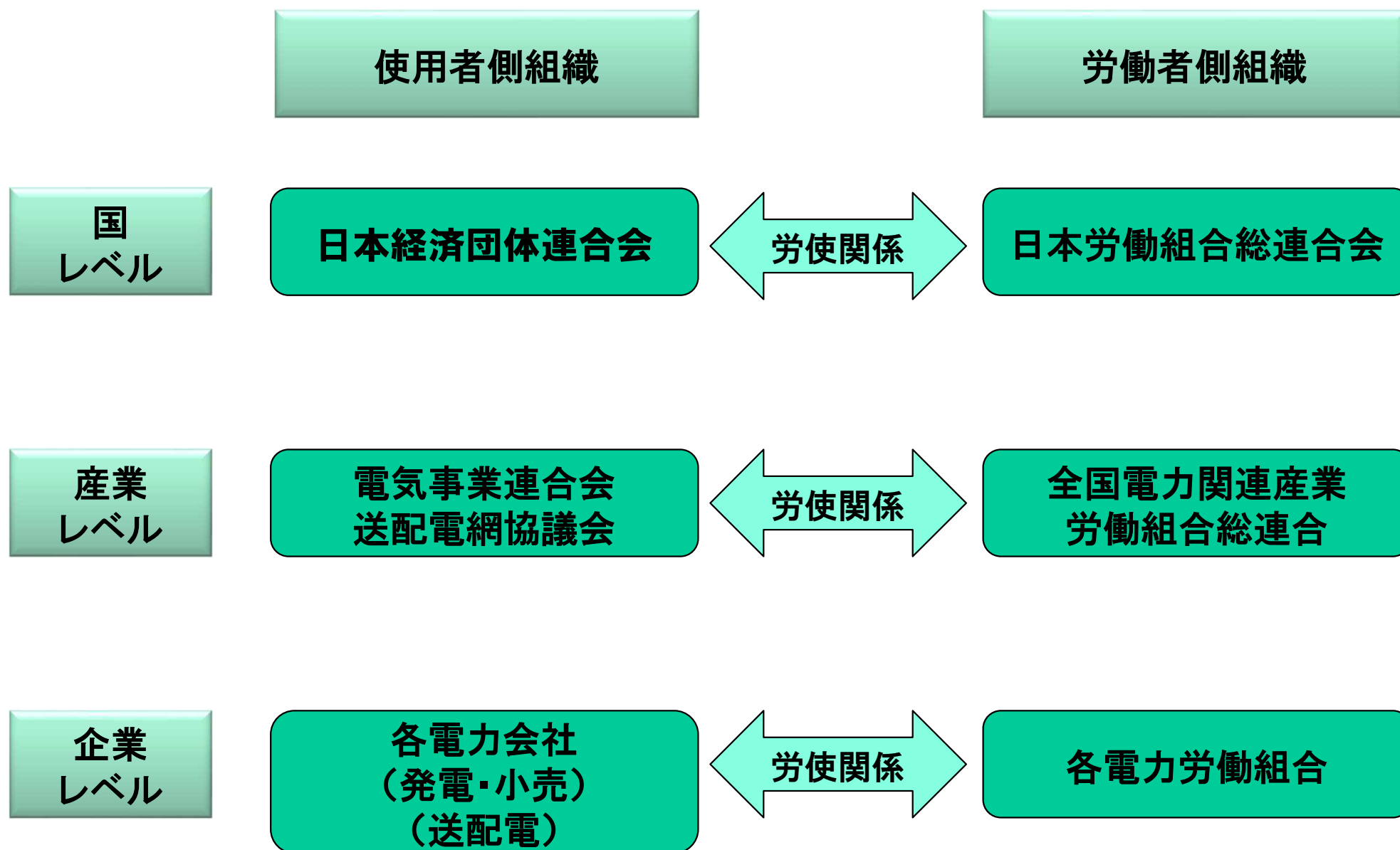


電気事業の労使関係について

電気事業連合会
送配電網協議会
2024年9月2日

1. 労使関係の全体図	-----	3	
2. 電気事業連合会の概要等	-----	4	~ 6
3. 送配電網協議会の概要等	-----	7	~ 8
4. 全国電力関連産業労働組合総連合(電力総連)の概要等	-----	9	
5. 産業レベルにおける労使関係	-----	10	~ 11
6. 各電力会社における労使関係	-----	12	~ 14
7. 電力システム改革による変化	-----	15	
8. 争議実績	-----	16	

1. 労使関係の全体図



2. 電気事業連合会の概要等

2.1 電気事業連合会の概要

目的	電気事業の健全な発展を図り、もって我が国の経済の発展と国民生活の向上に寄与する。
事業	電気事業に関する知識の普及、啓発および広報 電気事業に関する資料、情報等の収集および頒布 電気事業に関する調査研究および統計の作成 電気事業に関する意見の表明 その他、本会の目的を達成するために必要な事項
代表者	会長 林 欣吾（中部電力(株)社長）
会員企業	北海道電力(株)、東北電力(株)、東京電力ホールディングス(株)、中部電力(株)、北陸電力(株)、関西電力(株)、中国電力(株)、四国電力(株)、九州電力(株)、沖縄電力(株)（10社）
組織	総務部、企画部、広報部、業務部、立地電源環境部、原子力部、情報通信部、技術開発部、ワシントン事務所、大阪・関西万博推進室、原子燃料サイクル事業推進本部、最終処分推進本部、福島支援本部、コンプライアンス推進本部
沿革	昭和27年11月 電気事業経営者会議※を改組・改称し、9電力会社で設立 平成12年 3月 沖縄電力が入会 ※昭和22年7月に労働者側組織に対応する組織として設立

2. 電気事業連合会の概要等

2.2 会員企業の概要

- 昭和26年5月に、日本発送電および9配電会社が再編され、沖縄電力を除く9電力会社が設立。沖縄電力は、昭和47年5月に設立。

会社	資本金(百万円) 2024年3月末時点	従業員数(人) 2024年4月1日時点	発電実績(1,000kWh) 2023年度計
北海道電力(株)	114,291	2,533	17,965,548
東北電力(株)	251,441	5,393	57,743,759
東京電力HD(株)	1,400,975	7,879	0
中部電力(株)	430,777	3,551	9,154,800
北陸電力(株)	117,641	2,635	22,830,557
関西電力(株)	489,320	8,982	94,879,613
中国電力(株)	197,024	3,580	30,228,281
四国電力(株)	145,551	2,226	19,463,742
九州電力(株)	237,304	6,442	62,054,500
沖縄電力(株)	7,586	1,613	5,468,929
電事連会員10社計	—	44,834	319,789,729

2. 電気事業連合会の概要等

2.3 参考: スト規制法の対象となる発電事業者の発電実績(電事連会員以外)

会社	発電実績(1,000kWh) 2023年度計
(株)JERA	230,875,183
電源開発(株)	48,488,239
日本原子力発電(株)	0
北海道電力ネットワーク(株)	64,950
東北電力ネットワーク(株)	266,131
東京電力パワーグリッド(株)	155,013
中国電力ネットワーク(株)	115,192
九州電力送配電(株)	922,664
(再掲)電事連会員10社計	319,789,729
スト規制法の対象となる 発電事業者18社計	600,677,101
日本国内計	824,175,672

※一般送配電事業者の発電実績は主に離島供給分を示す

3. 送配電網協議会の概要等

3. 1 送配電網協議会の概要

目的	送配電関連設備を建設・維持し電力システムを運用する会員各社の代表として、制度設計を主導する国、ルール策定を行う電力広域的運営推進機関としっかりと対話して、事業者として能動的な行動に繋げることで、送配電事業の健全な発展を図り、もって我が国経済の発展と国民生活の向上に寄与することを目的とする。
事業	送配電事業に関する知識の普及、啓発及び広報 送配電事業に関する資料、情報等の収集及び頒布 送配電事業に関する調査研究及び統計の作成 送配電事業に関する意見の表明 その他本会の目的を達成するために必要な事項
代表者	会長 清水 隆一（中部電力パワーグリッド(株)社長）
会員企業	北海道電力ネットワーク(株)、東北電力ネットワーク(株)、東京電力パワーグリッド(株)、中部電力パワーグリッド(株)、北陸電力送配電(株)、関西電力送配電(株)、中国電力ネットワーク(株)、四国電力送配電(株)、九州電力送配電(株)、沖縄電力(株)（10社）
組織	ネットワーク企画部、ネットワーク業務部、電力技術部、工務部、コンプライアンス推進室
沿革	令和 3年 4月 一般送配電事業者10社で設立

3. 送配電網協議会の概要等

3.2 会員企業の概要

会社	資本金(百万円) 2024年3月末時点	従業員数(人) 2024年4月1日時点	供給地域(供給面積, km ²)
北海道電力ネットワーク(株)	10,000	2,819	北海道(78,421)
東北電力ネットワーク(株)	24,000	7,178	青森県・岩手県・秋田県・宮城県・山形県・福島県・新潟県(79,531)
東京電力パワーグリッド(株)	80,000	16,165	茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・山梨県・静岡県(39,578)
中部電力パワーグリッド(株)	40,000	9,339	長野県・岐阜県・静岡県・愛知県・三重県(39,269)
北陸電力送配電(株)	10,000	1,987	富山県・石川県・福井県・岐阜県(12,272)
関西電力送配電(株)	40,000	8,653	福井県・岐阜県・三重県・滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県(28,713)
中国電力ネットワーク(株)	20,000	3,744	兵庫県・鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県・香川県・愛媛県(32,281)
四国電力送配電(株)	8,000	2,103	徳島県・香川県・愛媛県・高知県(18,451)
九州電力送配電(株)	20,000	6,130	福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県(42,231)
沖縄電力(株)	7,586	1,613	沖縄県(2,282)
送配協会員10社計	—	59,731	—

代表者	会長 壬生 守也 (関西電力総連)
構成組織	<ul style="list-style-type: none">・電力関連産業における産業別労働組合であり、10の地域別組織と2つの職域組織で構成・241の単組※が加盟
部会等	業種別部会：電力部会、電工部会、検集部会、電保部会 業種別連絡会：発電所保守部門、設計・工事部門ほか10部門
沿革	昭和44年4月 全国電労協(現在の電力総連の前身)の結成大会 昭和56年3月 電力総連の結成大会

※単組数は2023年10月末時点

5. 1 電気事業労使会議

沿革	<ul style="list-style-type: none">昭和52年7月のスト規制法調査会の提言※に基づき会議体を設置し、昭和52年12月に第1回電気事業労使会議を開催 <p>※電気事業における合理的な労使関係の一層の発展のために、産業レベルの労使協議を充実させる旨の提言</p> <ul style="list-style-type: none">当初は年2回程度の開催を原則としていたが、昭和54年の第4回以降は年1回の開催令和5年11月に第48回電気事業労使会議を開催
主な出席者	経営側：各電力会社の社長、電事連関係者 組合側：各電力労組の委員長、電力総連関係者
目的	電気事業の直面する課題について、労使の意思疎通を図り、相互理解を一層深める。
近年の主な意見交換テーマ	安定供給(需給対策)、燃料費高騰、電力システム改革(発送電の分離)、人材確保、労働環境整備、原子力政策、GX・脱炭素、DX ほか

5. 産業レベルにおける労使関係

5.2 電力中央労使会

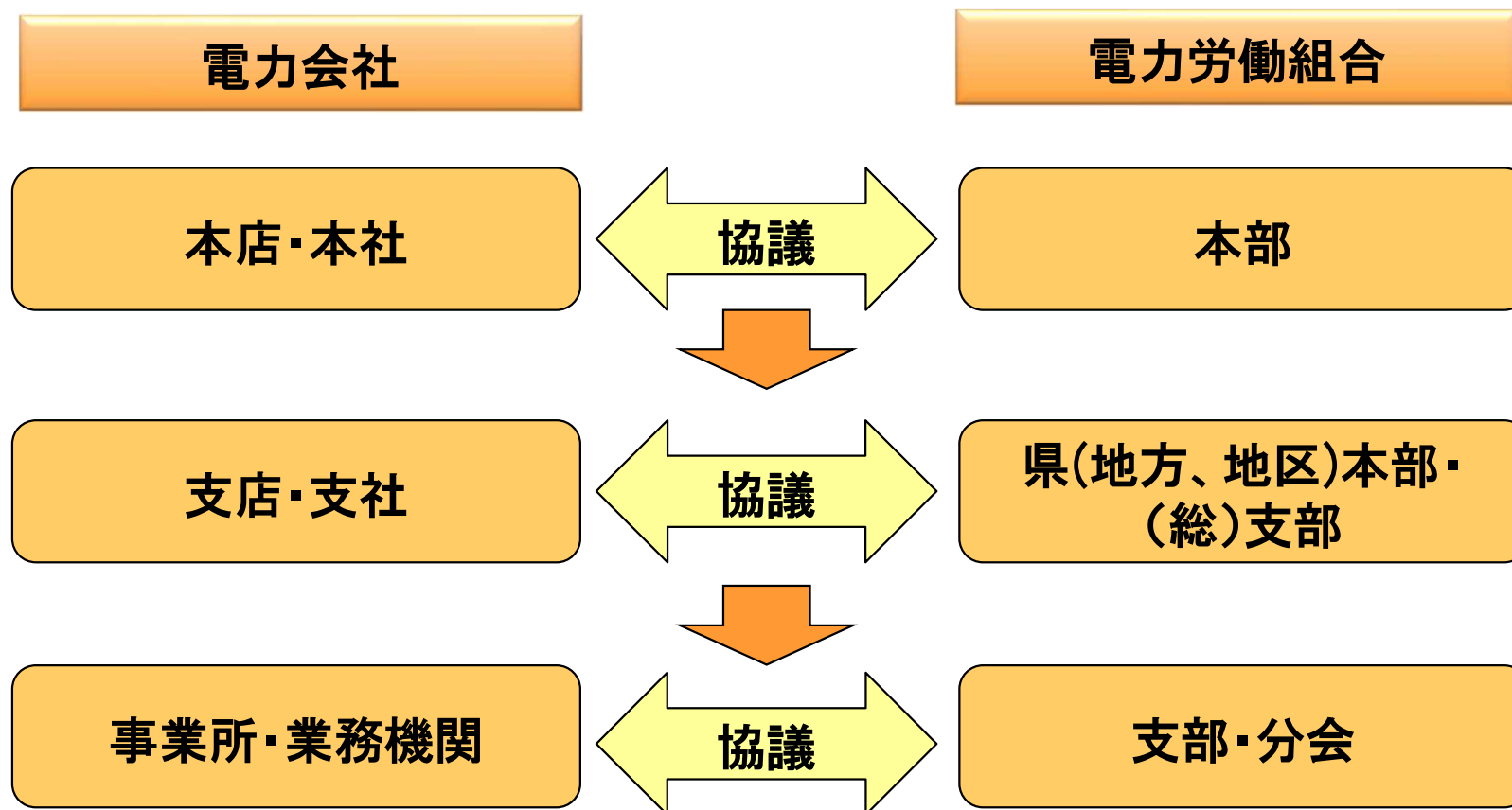
沿革	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和43年11月に電事連と電労連(現在の電力総連電力部会)の間で設置し、年2回程度の頻度で開催 ・第80回(平成21年11月)から電力部会以外の電力総連執行委員が出席 ・令和6年7月に第109回電力中央労使会を開催。令和6年度下期には第110回を開催予定
主な出席者	<p>経営側：電事連役員および各部長、送配協各部長 組合側：電力総連三役および執行委員</p>
目的	<p>産業大の基本的な諸問題について相互理解を深めることにより電気事業の発展に寄与する。</p>
近年の主な意見交換テーマ等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 労使双方からの電力業界の動向等に関する報告 ・ 安全・衛生、人材確保、労働環境整備、自然災害、電力システム改革、原子力関係 ほか

5.3 その他の取組

- ・安全衛生に関する組合側申し入れ対応
- ・春季労使交渉早期解決に向けた交渉促進の組合側申し入れ対応
- ・電力産業の政策に関する情報連携 等

6.1 労使交渉(協議)の窓口

- ・会社全体に関わる労使協議案件については、本店一本部間での議論を終えた後、支店、事業所で労使協議を行うことが一般的である。
- ・支店・支社や事業所・業務機関の固有の労使協議案件は該当箇所での協議を行う。
- ・各社により名称等は異なるが、概ね次のような関係図となる。



6. 各電力会社における労使関係

6.2 団体交渉

(1) 労働協約記載の取扱い事項

各社により異なるが、一般的に次のような事項を定めている。

- 労働協約の改定に関する事項
- 労働協約に定めのない労働条件の設定改廃に関する事項 など

(2) 具体的事例

「労働協約の改定」「賃金・賞与交渉」「給与・処遇・福利厚生制度の見直し」
「旅費、諸手当の見直し」 など

6.3 労使協議

(1) 労働協約記載の取扱い事項

各社により異なるが、一般的に次のような事項を定めている。

- 業務運営の企画改善に関する重要事項
- 従業員に関係ある諸規程の制定改廃に関する事項
- 技能および能率の向上に関する事項
- 福利厚生の運営、安全衛生の改善に関する事項 など

(2) 具体的事例

「経営方針」「決算」「要員計画・採用計画」「システム関係」「業務運営体制見直し」
など

6. 各電力会社における労使関係

6.4 労使懇談会

(1) 主たる出席者

会社側は社長をトップとして役員クラスが出席、組合側は委員長をトップとして副委員長、書記長、局長クラスが出席

(2) 主な議題

各社により議題は異なるが、中期経営方針等、経営に係る議題が中心

(3) 開催頻度

各社とも年1～2回程度

6.5 労働協約の締結状況

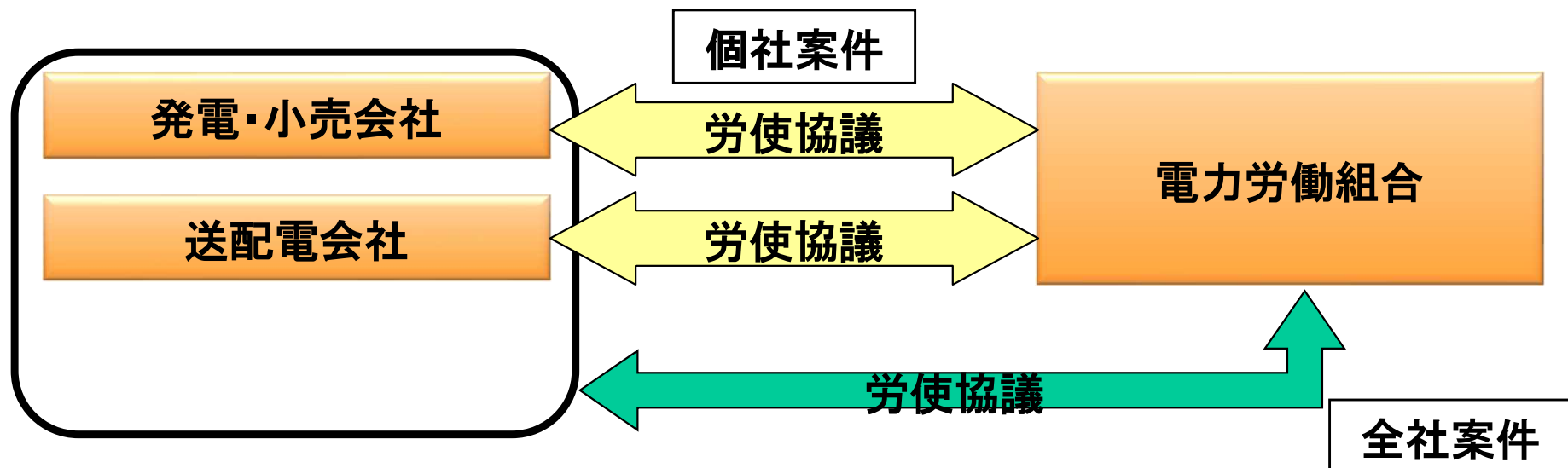
- 昭和26年以降、各電力労働組合と労働協約を締結しており、有効期間は大半が2年
- 電気事業の公益性と社会的責任の認識、労使双方の相互の理解と信頼の上に立ち、生産性の向上、労働条件の向上に努める旨を前文等で記載しているものが多い
- 締結事項の区分は「人事関係」「サービス関係」「給与関係」「安全衛生関係」「福利、厚生、教育関係」「災害補償関係」「経営協議会関係」「団体交渉関係」「苦情処理関係」「組合活動関係」など

6.6 その他の取組

- 労働時間管理等の労使共通の重要課題について労使委員会等の場を設置し、適宜意見交換を行っている。

7. 電力システム改革による変化

- 電力システム改革(送配電部門の法的分離)により、形態は様々ではあるものの、2020年4月までに沖縄電力を除く旧一般電気事業者で送配電会社を別会社として分離
- 一方で、法的分離後も各電力労働組合は引き続き一つの組合として体制を維持
- それぞれの会社毎に各電力労働組合と労働協約を締結しているが、ベース部分は同内容を維持しており、一括して対応している会社が多い
- 労使協議の際には、基本的には個社毎に労働組合と協議を実施しているが、春季労使交渉など、発電・小売・送配電会社に共通する労働条件に係る案件などは、本社を中心に一括して対応するなどしている



- 各電力労働組合結成以降、賃金・賞与・労働協約改定交渉において争議行為を実施
- 直近最後の統一スト(沖縄除く)が実施された昭和49年以降の争議行為は以下のとおり

	争議行為を行った電力労働組合	争議内容
昭和49年	9電力労働組合	・一部職場における職場放棄
昭和53年	A電力労働組合	・一部職場における職場放棄 ・全職場時間外労働拒否
昭和54年	B電力労働組合	・一部職場における職場放棄
昭和57年	C電力労働組合	・一部職場における職場放棄